

第7章 地域計画の推進方策

この計画は、地域の住民が、安心して適切な保健医療サービスを受けることができる地域医療連携体制の整備を図るものであり、この目的を実現するためには、県・市町をはじめ、保健・医療・福祉関係機関、住民一人ひとりが一体となって、取り組む必要があります。

第1節 地域計画の周知と情報提供

この計画の内容は、保健、医療、福祉という広範な分野に及んでおり、住民をはじめ市町、関係機関に十分な周知を図り、計画に対する理解・協力が得られるよう努めます。

また、インターネット等の情報伝達手段を用いて、施策・制度の周知に努めるほか、地域住民が適切な医療を選択できるよう、医療連携や医療機能に関する情報の提供に努めます。

第2節 地域計画の推進体制と役割

1 鹿児島県

「北薩地域保健医療福祉協議会」において、地域医療連携体制に基づく医療提供の実践状況、課題等を把握するなどの進行管理を行い、地域医療連携体制の見直しや参加する医療機関の追加などについて県のホームページ等を通して公表します。

また、地域医療連携体制の充実・強化に当たっては、疾病・事業別に運営委員会等の開催等により関係機関の取組について検討します。

2 市町

この計画の推進に当たっては、福祉分野などとの連携を図ることが不可欠であることから、住民に身近なところでの保健・福祉サービスを提供している市町と県とが相互に連携し、一体となって施策を展開する必要があります。

3 保健医療福祉関係機関等

医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会などをはじめとする保健医療福祉関係機関・団体は、地域の保健医療福祉の推進に大きな役割を果たしています。

この計画の推進に当たっては、これら関係機関・団体からの積極的な協力が得られるよう、より一層の連携・協力体制の確立を図っていきます。

4 その他

この計画の進行管理を適切に行うため、必要に応じ、市町、医療保険者、医療提供施設の開設者又は管理者等に対して、保健医療に関する情報等の提供を求めていきます。